

神奈川県消防団協力事業所表示制度実施要綱細則

第1 目的

神奈川県消防団協力事業所表示制度実施要綱(以下「神奈川県要綱」という。)第14条に基づき、知事が行う神奈川県消防団協力事業所表示証(以下「神奈川県表示証」という。)の交付に係る必要な事務は、この要綱細則の定めるところによる。

第2 認定基準の要件(第4条関係)

消防団活動への理解がある事業所等と認める基準は、当該事業所等が次に掲げる要件のいずれかに適合していることとする。

- 1 従業員の消防団活動への配慮を行い、もって団員確保に関する協力を行っていること
- 2 消防団活動への協力または消防団員に対する優遇支援を行うことによって、地域の防災力の強化に寄与していること

(消防団活動への協力の例)

- ・消防団入団促進に係るポスター等の掲示、かながわ消防フェアへの協力、消防団への非常時の資機材の提供など

(消防団員に対する優遇支援の例)

- ・消防団応援の店の登録事業所など

第3 時期(第6条関係)

神奈川県表示証の交付は、随時に行うこととする。

第4 表示証等の交付(第6条関係)

神奈川県消防団協力事業所の認定を受けた事業所等に対して、表示証に添えて表示証交付書を交付するものとする。

附 則

この要綱細則は、令和6年7月1日から施行する。

第 号

表示証交付書

殿

貴事業所は、神奈川県消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に適合していると認めます。

よって、表示証を交付します。

記

- 所在地
- 名称
- 有効期限 年度末まで

年 月

神奈川県知事